

横須賀安全運転管理者会会則

横須賀安全運転管理者会

横須賀安全運転管理者会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は横須賀安全運転管理者会という。

(目 的)

第 2 条 本会は横須賀警察署管内の安全運転管理者が相互に連絡協調して、自動車運転者の技能の向上と交通道德の高揚を図り、もって交通事故防止に寄与することを目的とする。

(組 織)

第 3 条 本会は横須賀警察署管内の安全運転管理者をもって組織する。
2 新たに安全運転管理者に選任された者は、いつでも本会に加入することができる。

(事 務 局)

第 4 条 本会の事務局は横須賀警察署交通課内に置く。

第 2 章 推 進 事 項

(推 進 事 項)

第 5 条 本会は第 2 条の目的を達成するため、次の事項を積極的に推進するものとする。

- (1) 適正な運行管理、労務管理、車両管理に関すること。
- (2) 運転者の指導監督及び教育訓練の実施に関すること。
- (3) 交通関係法令の研修に関すること。
- (4) 交通事故防止、研究会、研修会等の開催に関すること。
- (5) 交通安全活動の推進に関すること。
- (6) 関係機関、団体との連絡強調に関すること。
- (7) その他本会の目的達成のために必要な事項。

第 3 章 役員

(役員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
理 事	若干名
監 査	2 名
会 計	2 名

(役員を選任)

第 7 条 役員のうち会長、副会長は理事の互選とし、理事は会員の互選とする。

2 監事ならびに会計は会長が指名した者をもってあてる。

(役員職務)

第 8 条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を総括し本会を代表する。
- (2) 副会長は会長補佐をし、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は推進時事項の企画にあたる。
- (4) 監事は本会の会計を監査する。
- (5) 会計は庶務、会計事務を行う。

(任期)

第 9 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、理事会の承認を得て、会長が選任するものとする。

補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員である各事業所において、安全運転管理者が交替したときは、後任者がその職務と残任期間を引継ぐこととする。

(顧問・相談役)

第 10 条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問・相談役は学識経験者の中から会長が委嘱する。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

第 11 条 会議は総会、理事会及び運営委員会とする。

(総 会)

第 12 条 総会は毎年 5 月に定期総会を、また必要に応じて臨時に総会を招集し次の事項を決議する。

- (1) 推進事項。
- (2) 推進事項の経過及び、会計報告。
- (3) 役員を選任。
- (4) その他本会の運営に関し特に必要な事項。

(理事会)

第 13 条 理事会は、必要に応じ招集し次の事項を決議する。

- (1) 推進事項の企画、及び実施に関すること。
- (2) 本会の運営に関すること。
- (3) 役員補充の選任に関すること。
- (4) その他、必要と認める事項。

(運営委員会)

第 14 条 当会の運営は、理事会の決議に基づき運営委員会が運営する。

- 2 運営委員会理事会の決議に基づき随時開催する。
- 3 委員会は会長、副会長並びに会長が理事の中から任命する正副委員長各 1 名及び委員若干名をもって構成する。

(招集及び決議)

第 15 条 会議は会長が招集し議長となる。

- 2 会議の議事は出席者の過半数で決議し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 5 章 会 計

(経 費)

第 16 条 本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会費の分担)

第 17 条 会費は会員が分担し原則として総会開催の際納入するものとする。ただし、年度途中の新規加入者は月割計算で加入時に納入するものとする。

(会計年度)

第 18 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(補 足)

第 19 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営細目に関し必要な事項は会長がこれを定める。

附則

1. 本会の会則の変更は総会の承認を得なければならない。
2. 本会の会則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。